

兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 第23号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
教育委員会規則	
○ 教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則の一部を改正する規則	1
○ 兵庫県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	2
教育長訓令	
○ 教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令	3

公布された法令のあらまし

●教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第8号）

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正により、教育職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例が定められることを踏まえ、当該特例の適用を受ける県立学校に勤務する教育職員の業務の量の適切な管理について、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第9号）

文化財保護条例の一部改正により、文化財保護法等による指定を受けていない無形民俗文化財のうち保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを登録する登録無形民俗文化財の制度を創設すること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

教育委員会規則

教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月31日

兵庫県教育委員会
教育長 西上三鶴

兵庫県教育委員会規則第8号

教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則の一部を改正する規則

教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則（令和2年兵庫県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「指針第3(1)の規定」を「指針」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

第3条の2 県委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第5条の2第1項の規定の適用を受ける教育職員については、前条第1項の規定にかかわらず、当該教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、当該教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月につき42時間

(2) 当該年度につき320時間

2 県委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、前項の教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行うことが必要な場合においては、前条第2項の規定にかかわらず、当該教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、当該教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

(1) 当該年度につき720時間

(2) 1月につき100時間未満

- (3) 1月につき42時間を超える月数が当該年度につき6月
- (4) 当該年度において2月から6月までのそれぞれの期間において平均して1月につき80時間

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。



兵庫県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

兵庫県教育委員会

教育長 西 上 三 鶴

兵庫県教育委員会規則第9号

兵庫県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県文化財保護条例施行規則（昭和51年兵庫県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則（第4条を除く。）及び様式中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第4条の見出し中「選任」を「認定」に改め、同条第1項中「場合」の右に「又は条例第30条の2第1項の規定により登録無形民俗文化財に登録した場合」を、「当該指定無形民俗文化財」の右に「又は当該登録無形民俗文化財」を加え、「あつては」を「あつては」に、「選任する」を「認定する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定により保存関係者を認定した場合について準用する。

第4条第3項中「選任された」を「認定された」に、「届け出」を「届出」に改める。

第9条第3項中「又は保持団体の氏名又は名称」を「若しくは保持団体の氏名若しくは名称」に、「及び第4条」を「又は第4条」に改め、「による指定無形民俗文化財」の右に「若しくは登録無形民俗文化財」を加え、「保存関係者の氏名又は名称」を「保存関係者の氏名若しくは名称」に改め、同項第1号中「指定無形民俗文化財」の右に「若しくは登録無形民俗文化財」を加え、同項第2号中「又は指定無形民俗文化財の保持上」を「指定無形民俗文化財又は登録無形民俗文化財の保持上」に、「指定無形民俗文化財の保存関係者」を「指定無形民俗文化財若しくは登録無形民俗文化財の保存関係者」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「指定無形民俗文化財」の右に「若しくは登録無形民俗文化財」を加える。

第13条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第17条の2の見出しを「(指定又は登録の基準)」に改め、同条中「登録」の右に「(登録無形民俗文化財の登録を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 登録無形民俗文化財の登録の基準については、別に定める。

様式第3号中

「
 兵庫県指定 $\left[\begin{array}{l} \text{重要無形} \\ \text{重要無形民俗} \end{array} \right]$ 文化財
 」
 を
 「
 兵庫県 $\left[\begin{array}{l} \text{指定} \left[\begin{array}{l} \text{重要無形} \\ \text{重要無形民俗} \end{array} \right] \text{文化財} \\ \text{登録無形民俗文化財} \end{array} \right]$
 」

に改める。

様式第8号から様式第12号までの規定中

「指定無形民俗文化財」

を

「指定無形民俗文化財 登録無形民俗文化財」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

兵庫県教育長訓令第3号

本 庁
地 方 機 関
教 育 機 関

教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

兵庫県教育長 西 上 三 鶴

教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局等職員服務規程（昭和44年兵庫県教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

目次及び第3章の章名中「勤務時間」を「勤務時間等」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務）

第20条の2 職員は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号。第4項及び第22条第1項において「勤務時間条例」という。）第22条第1項の規定により、在宅勤務（同項に規定する在宅勤務をいう。次項から第4項までにおいて同じ。）をすることができる。

2 職員は、在宅勤務をしようとするときは、あらかじめ、その旨並びにその期間及び場所を所属長に申し出て、その承認を受けなければならない。

3 在宅勤務をすることができる場所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 職員が現に居住する住居

(2) 単身赴任中の職員の配偶者が居住する住居その他の前号に掲げる場所に準ずるものとして所属長が認める場所

4 在宅勤務は、1日、半日又は1時間（勤務時間条例第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、勤務時間条例第4条第1項に規定する短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、1日又は1時間）を単位として承認するものとする。

第22条第1項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）」を「勤務時間条例」に改める。

第27条中「第14条」の右に「、第20条の2第2項」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。